

農業用・発電事業用
太陽光発電導入で

最大

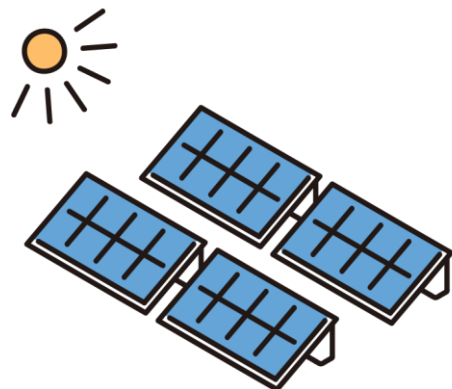
48万円

補助が受けられます

例えば…

- ・ビニールハウスの電気を太陽光でまかないたい
- ・使っていない雑種地に設置して売電したい
- ・営農型発電(ソーラーシェアリング)に挑戦したい

設備設置予定の農業者の方は、
ぜひご相談ください。国や県の
補助金との併用も可能です。



申請は随時受付中

詳しくは裏面へ→

脱炭素設備導入支援事業の概要

対象者

市内に住所のある販売農業者、農業法人等で次のア～ウのいずれかに該当する方

- ア 発電設備を設置する土地、建物が設置者の所有であること
- イ 土地、建物が設置者の所有でない場合は、設置及び補助金申請について所有者の承諾を得ていること
- ウ 土地、建物が共有の場合は、設置及び補助金申請について共有者全ての承諾を得ていること

補助額

太陽光発電システム容量1kWあたり8万円（上限48万円）

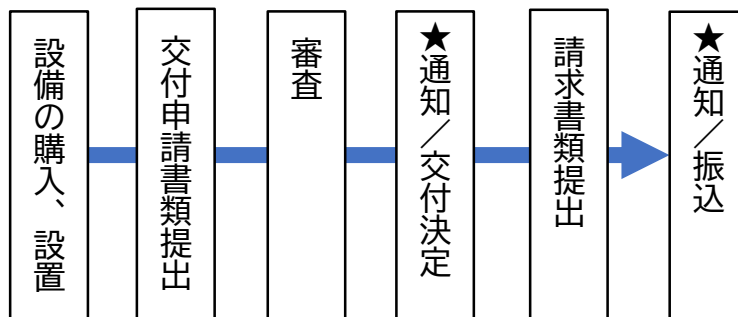
要件

- ・ 発電した電気を農業用または発電事業用(売電)に用いること
※営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）も対象です
- ・ 申請年度内に電力会社と受給開始したこと
- ・ 市税を完納していること

提出書類

- ①福島市脱炭素設備導入支援事業補助金交付申請書
- ②電力会社との電力受給契約を証する書類の写し
（受給開始日が申請年度内のもの）
- ③設備設置後の写真（設備周辺が分かる写真）
- ④設備仕様が確認できる書類
- ⑤設備設置経費に係る工事請負契約書等の写し
- ⑥設備設置経費の領収書等の写し及びその内訳がわかる書類
- ⑦土地、建物登記簿の写し
- ⑧現住所の記載がある本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の写し（申請者及び建物所有者・共有者全員）
- ⑨その他、市長が必要と認める書類

補助の流れ



★通知とあるものは、市から申請者に通知を送付します。

提出方法

- ・ 電子メール(nougyou-k@mail.city.fukushima.fukushima.jp)、郵送で送付、または農業企画課の窓口へ持参ください。

(宛先)〒960-8601 福島市五老内町3番1号
農業企画課 農政企画係 宛

- ・ 申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

